

成田市PPP/PFI手法導入指針の概要

策定の目的

公共施設等の整備等に当たって、多様なPPP/PFI手法※1の導入を優先的に検討するための必要な手続を定めることにより、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、効率的かつ効果的に公共施設等を整備するとともに、市民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保することを目的とする。

優先的検討の手続き

1 優先的検討の開始時期

次のいずれかに該当する場合に優先的検討※2を開始する

- ▶公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合
- ▶公共施設等の整備等の方針を新たに検討する場合

2 優先的検討の対象事業

次のいずれも満たす事業を対象とする

- ▶民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が見込まれる公共施設整備事業
- ▶整備等に係る事業費の総額が10億円以上の事業規模を満たす公共施設整備事業

<対象事業の例外>

- ・既にPPP/PFI手法の導入が前提とされている公共施設整備事業
- ・災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業
- ・庁内において別に協議されている公共施設整備事業 など

3 適切なPPP/PFI手法の選択

検討による評価に先立ち、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、最も適切なPPP/PFI手法を選択する（複数の手法を選択することも可）

4 簡易な検討

- ▶PPP/PFI手法簡易定量評価調書(指針別記様式)の作成
- ▶従来型手法と採用手法との間で、公共施設等の整備・運営等に係る費用等の総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価する

採用手法の過去の実績が乏しいこと等により、費用総額の比較が困難な場合は、「民間事業者への意見聴取を踏まえた評価」または「類似事例の調査を踏まえた評価」等により、採用手法の導入の適否を評価することができるものとする

5 詳細な検討

簡易な検討において、採用手法が有利（VFM10%程度以上※3）と認められた場合は、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、従来型手法と採用手法との間で、詳細な費用等の総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価する

6 評価結果の公表

簡易な検討または詳細な検討の結果、採用手法を導入することが適しないうと評価した場合は、速やかに、PPP/PFI手法を導入しないこととした旨及びその理由について、当該事業の予定価格の推測につながらない範囲において、市ホームページ上で公表する

※1 PPP/PFI手法…PPP(Public-Private-Partnership)は、行政と民間事業者の連携（公民連携）により、公共施設等の整備や行政サービスを行う様々な手法の総称である。

PFI(Private-Finance-Initiative)は、施設等の整備等に民間事業者の資金やノウハウ等を活用する手法であり、PPPの代表的な手法の一つである。

※2 優先的検討…公共施設等の整備等の方針を検討する際に、多様なPPP/PFI手法の導入を、自ら公共施設等の整備等を行う手法（従来型手法）に優先して検討することをいう。

※3 VFM(Value For Money)…支払いに対して最も価値の高いサービスを提供するという考え方のことであり、従来型手法と比較して総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合である。